

令和6年度 個人住民税の定額減税について＜特別徴収義務者向け＞

令和6年度税制改正において、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税(所得割)において定額減税が実施されることとなりました。個人住民税の定額減税の概要は以下のとおりです。

対象となる方

- 前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税 所得割 の納税義務者
＝給与収入のみの場合、給与収入2,000万円以下

※減税対象は個人住民税の「所得割」のみであり「均等割・森林環境税(5,500円)」は対象外です。

減 税 額

- 本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円 を所得割額から減税

- ※1 定額減税の対象となる被扶養者は、国内に住所を有する方に限ります。
- ※2 同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。
- ※3 本人所得が1,000万円超1,805万円以下の方で、同一生計配偶者を有する場合は、配偶者分の1万円は令和7年度分の個人住民税において定額減税が行われます。

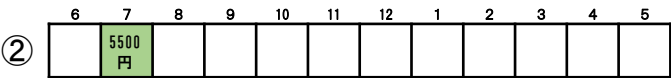
徴収方法（令和6年度分）

徴収方法イメージ

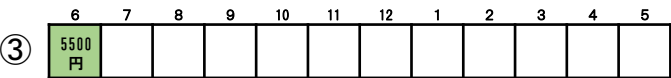
- ① 定額減税「後」に税額が5,500円超の方
6月分は徴収せず、7月分～翌年5月分の11分割で徴収します。



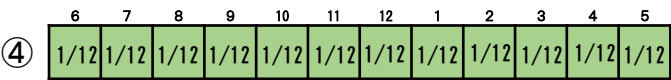
- ② 定額減税「後」に税額が5,500円のみとなった方
7月に全額を徴収します。



- ③ 定額減税「前」から税額が5,500円のみの方
通常どおり、6月に全額を徴収します。



- ④ 定額減税対象外の方
通常どおり、6月分～翌年5月分の12分割で徴収します。



そ の 他

- 減税額については、特別徴収税額通知書(納税義務者用)の摘要欄に記載があります。
- 定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。
- 特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)に記載している税額は定額減税適用済みです。通知している月割額のとおりにご徴収ください。

■お問い合わせ先■
〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号 田辺市役所 税務課 市民税係
TEL 0739-26-9920 (直通) 0739-22-5300 (代表) FAX 0739-23-1941